

意見募集案件	北広島市芸術文化振興プラン
担当課	教育部文化課 電話 011-373-0188

意見募集期間	平成 24 年 2 月 1 日(水)から平成 24 年 3 月 1 日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 2 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	教育部文化課 郵便番号〒061-1123 朝日町 5 丁目 1-1 中央公民館内 電話 011-373-0188 ファクシミリ 011-373-0140 電子メールアドレス:art@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	平成 24 年 3 月下旬頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 芸術文化の基本を明らかにし、当市における芸術文化を創造する人づくりを進めていくための「指針」とするものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙の芸術文化振興プラン(素案)の概要のとおり (3) その案の根拠となる法令等 文化芸術振興基本法第四条及び第三十五条 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 芸術文化の振興における指針となり、芸術文化活動の活発化や次代を担う人材の育成に向けた事業展開が図られます。
対象となる政策等 の原案	芸術文化振興プラン(素案)
その他	・寄せられた意見を参考の「芸術文化振興プラン」を作成します ・3 月下旬公表予定